

制定：平26.12.1

改正：平27.8.1

改正：平28.8.1

改正：平29.4.1

学校法人香川栄養学園コンプライアンス委員会規程

(目的)

第1条 この規程は学校法人香川栄養学園（以下「学園」という。）におけるコンプライアンスの方針、体制、運営などを定め、教職員が学園の社会的責任を深く自覚し、業務遂行する上での適法性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程においてコンプライアンスとは、学園の役員、教職員、契約を有する職員、派遣労働者が業務遂行に際して関連法令、学園の寄附行為、規程などを遵守することをいう。

(管理体制)

第3条 学園はコンプライアンス体制の構築、コンプライアンス違反を未然に防止する計画立案と共に、コンプライアンス違反があった場合に対応するためコンプライアンス委員会を設置する。

(教職員の責務)

第4条 学園の教職員はコンプライアンスの重要性を深く認識し別に定める行動規範、研究者行動規範並びに関連法令などを遵守し教育研究の発展に寄与するため職務の遂行に努めなければならない。

(コンプライアンス推進者)

第5条 学園事務分掌規程に定める組織の管理・監督の立場にある者をコンプライアンス推進者とする。

2. コンプライアンス推進者は、自己の組織において、コンプライアンスの遵守が図られるよう努めなければならない。

3. 「学校法人香川栄養学園における研究活動及び公的研究費の使用に関する規程」に定めるコンプライアンス推進責任者は別に定める。

(委員会)

第6条 学園におけるコンプライアンスの対策を図るためコンプライアンス委員会を設置する。ただし、ハラスメントに関する事項については別に委員会をおく。

2. コンプライアンス委員会の構成は以下の役職者等より選出された者とし学園理事長より任命する。

(1) 学園常務理事より1名

(2) 大学・短大部副学長より1名

(3) 栄養学部長

(4) 短期学部長

- (5) 研究倫理審査委員会委員長
- (6) 総務部長
- 3. コンプライアンス違反の調査は、専門分野の委員又は、機関・告発者・被告発者と利害関係のない第三者（弁護士、公認会計士等）を委員に加えなければならない。
- 4. コンプライアンス委員に任命された者は業務上知りえた情報を他の者に漏らしてはならない。また、委員を辞職後も同様とする。
- 5. コンプライアンス委員に任命された者及び事務局は、利益相反関係にある委員会の委員を辞任することができる。
- 6. 委員会の事務局は 学長室研究支援課、総務部総務課とする。

(委員長)

第7条 委員長は第6条第1項第1号の者とし委員会を代表し、その事務を統括する。

- 2. 委員長に事故が有る時などは副委員長が委員長を代行する。
- 3. 副委員長の選出は委員長の指名による。

(委員会の役割)

第8条 委員会は学園のコンプライアンスに関して以下の役割を負う。

- (1) コンプライアンスに関する取組みの推進
- (2) コンプライアンスに関する研修についての計画
- (3) コンプライアンス違反の事例が発生した場合の調査委員会の設置
- (4) 研究活動及び公的研究費の使用に関する規程に定めた事項

(調査・公開)

第9条 調査が必要と判断された場合は、以下の方針のもと調査を実施しコンプライアンス違反について認定する。

- (1) コンプライアンス違反の有無（公的研究費の不正使用並びに特定不正行為を含む）及びその内容
 - (2) 関与した者及びその関与の程度
 - (3) 不正使用の相当額等
2. 前項に定める内容は認定の終了後、所管機関の要請により公開する。

(専門部会)

第10条 委員会のもとに必要により専門部会を設置しコンプライアンス事項に対応する。

- 2. 専門部会のメンバーについては、委員会で審議し決定する。

(通報)

第11条 コンプライアンス違反の通報があった場合は、「不正通報規程」に準じた対応を行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃については、コンプライアンス委員の4分の3の同意を要する。

附則：この規程は平成26年12月1日より施行する。

附則：この規程は平成27年8月1日より施行する。

附則：この規程は平成28年8月1日より施行する。

附則：この規程は平成29年4月1日より施行する。